

解説

PwC あらた監査法人 公認会計士 山口 峰男

## IFRSをめぐる動向 第79回 EUにおけるIFRS第9号『金融商品』のエンドースメントをめぐる動き

(36頁)

### 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、8月に欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)から公表された、2012年及び2013年のフィールドテストのエンドースメント前のフォローアップ質問の結果を中心に解説します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

### 2. 背景

EUでは新たに制定された(改正も含む)会計基準や解釈指針は、個別にエンドースメントの手続による評価を受けることとなります。すなわち、IASBが会計基準を公表すると、欧州委員会(EC)はEFRAGに対してエンドースメントに関する勧告を求め、エンドースメントの決定について検討するため、影響分析を求めることとなります。この過程で、EFRAGは利害関係者に対して多くのコンサルテーションを実施し、会計基準がEUにおいて利用されるためのエンドースメントの条件を充足するかどうかについての勧告を行うこととなります。

EFRAGは、EU主要国の会計基準設定主体と共同して、以前よりIFRS第9号『金融商品』の適用にかかるフィールドテストを実施しています。今年8月に公表されたフィールドテスト結果は、2014年7月にIFRS第9号の最終基準が公表されたのを受け、提案時に認識されていた懸念事項が、どの程度残存しているのかについて、理解することを目的としています。

フィールドテストの参加企業は、IFRS第9号による新たな会計上の要求事項について、自社での評価に基づく暫定的な結果と対応を報告することが求められました。今回、合計24社が参加しました。分析上、銀行業に属する11社と保険業に属する4社は、金融商品の会計に対して特に関心があることを理由に、別個に扱われています。銀行と保険会社以外の9社については、その他の産業として一括して扱われます。国別の分布をみますと、フランス(10社)、ドイツ(8社)、英国(4社)、スウェーデン、イタリア(各1社)の順となっています。

以下、EFRAGが公表した報告書に基づき、参加企業より指摘されたIFRS第9号適用上の主な論点について紹介します。

### 3. 主な指摘事項

## (1)分類及び測定

参加企業の多くは、IFRS 第9号の区分要件について、初期の定性的な分析を行っています。しかし、定量的な影響については2015年から2016年、あるいは2017年にかけて行うとされています。保険業に属する参加企業は、保険契約に関する会計基準の動向が不明であることから、評価が難しくなっているとしています。

### (i) SPPI(“Solely Payments of Principal and Interest”)テスト

すべての業種にわたる参加企業の多くは、現行のIAS第39号『金融商品：認識及び測定』の下で貸出金及び債権、満期保有目的の債券、売却可能金融資産に区分されている金融資産のほとんどについて、SPPIテストを満たすものと考えています。他方、現在、償却原価にて測定されているが、SPPIテストを充足しないと評価される金融資産の影響については見方が分かれています。貸出期間の短縮化、一時的に困難な状況にある借手に対する支援につき消極的となること、商品構成方針の変更、保険会社における資産管理戦略の変更などが、潜在的な影響として指摘されています。

### (ii) 資本性金融商品の公正価値評価

銀行業及び保険業に属する参加企業の多くは、市場価格のない資本性金融商品につき信頼性をもって決定することができない公正価値による測定につき例外規定がなくなったことについて、懸念を表明していません。

### (iii) IFRS 第9号と保険契約に関する基準との関係

保険業に属する参加企業と銀行業に属する参加企業の間では、2つの会計基準の相互関係をどのようにして解決するか、異なる見解を有しているとされています。保険業に属する参加企業のすべては、IFRS 第9号の適用を保険業について延期するか、または任意適用とすることを求めています。重要な保険契約を有する一社を含む銀行業に属する参加企業の一部は、IFRS 第9号の適用を遅らせることについては好ましくないとしています。

保険業に属する参加企業のうち3社は、識別されるべき会計上のミスマッチについて定量データを提供しています。これらの参加企業は、金融資産につきIAS第39号における売却可能からIFRS 第9号におけるFVTPLの区分に振替えることの重要性和、それに関連する会計上のミスマッチについて指摘しています。この結果として生じる損益におけるボラティリティーの兆候について情報を提供しています。

なお、IASBは、9月の会議において、保険契約を主たる事業とする企業について、IFRS 第9号「金融商品」(2014年7月)の発効日を2021年まで延期することを認める経過措置を策定することを決定し、公開草案の2015年内もしくは2016年の早期における公表が予想されます。

## (2) 予想信用損失

銀行業及び保険業に属する参加企業のすべては、少なくとも減損の要求事項につきある程度の分析を行っています。今年末までに、参加企業の多くが、減損の要求事項についての完全な理解に至ることができると予想しています。

#### ( i ) リスク管理システム

質問に回答した参加企業は、現在のリスク管理システムが新基準の一部にしか対応していないものの、将来、IFRS 第9号に完全に適合したものとなるとしています。もっとも、参加企業の過半数はこの質問に回答していません。

#### ( ii ) 減損モデル

貸倒引当金に対するIFRS 第9号の影響について、一部の参加企業は、最初の定量モデル化の結果についての情報を提供することが可能でした。貸付金ポートフォリオに対して予想される影響は、貸倒引当金の25%から50%の間であるというのが多数となっています。債券ポートフォリオに対して予想される影響は、予想の幅が変化なしから100%の増加までと広く分布しています。その他の金融商品については、主に0%から25%までの間に分布しています。貸付金にかかる貸倒引当金が増加するとの予想は、主に銀行業に属する参加企業から寄せられたものです。これに対し、債券、売上債権、リース債権、信用減損債権の貸倒引当金については全業種において増加するとされています。

上記の比率を評価するに当たり、情報を提供した銀行業及び保険業に属する参加企業は、金融資産につき現時点では相対的に少ない額の貸倒引当金を計上しています。情報を提供しているその他の業種の参加企業のうち、現時点で銀行業及び保険業に属する参加企業に比べて高い水準の引当をしている参加企業は、ほとんどありませんでした。結果として、これらの参加企業は、銀行業及び保険業の参加企業より低い増加率を予想しています。

#### ( iii ) 商品性や価格設定に与える影響

銀行業に属する参加企業は、減損の要求事項が商品及び金融商品の価格設定に負の影響を与えると述べています。より長期かつ高リスクとなる資産に対する影響としては、超長期の金融の削減となり、また、高い価格設定を招く可能性があります。また、期間が短縮されると考えられ、貸付金の早期返済や新規貸付金による借り換えをもたらす可能性もあります。その影響は、貸付実行時においてより低い信用格付かつ高水準の予想損失額となるため、大半が大企業及び中小企業向け貸付金に関するものとなります。

#### ( iv ) 減損モデルの適用コスト

銀行業及び保険業に属する参加企業の半数は、減損の要求事項を適用するのに重大なコストがかかるとしています。それ以外の企業からは、特にコメントがありません。銀行業及び保険業に属する参加企業のほとんどは、規制対応の目的により開発された現行の信用リスクシステ

ムを拡張させる方針ですが、現行システムには多大な拡張が必要になると見積もられます。その他の業種に属する参加企業では、重大な適用コストの発生は指摘されていません。

### (3)一般ヘッジ会計

一部の参加企業では未だ影響が明らかでないか、または最終基準によっても解決されていない領域が存在するとしています。以下に示す懸念事項は、それぞれ一、二の参加企業により表明されているものです。

#### (i)マクロヘッジ, カーブアウト, プロキシ・ヘッジ

現行の IAS 第 39 号下においてマクロヘッジを適用する企業が、ヘッジ会計に関して IAS 第 39 号の適用を継続するか、または IFRS 第9号を適用するかにより、EUにおけるカーブアウト規定との関係がどうなるかの問題があります。また、IFRS 第9号には移行されていない IAS 第 39 号の適用ガイダンスの一部にカーブアウトが依拠していることについて、また、実際のリスク管理を正確には表さないヘッジ関係であるいわゆるプロキシ・ヘッジ(proxy hedging)の適用についての懸念が示されました。

#### (ii)保険リスクに対するヘッジ

IFRS 第9号において、保険リスクにヘッジ会計を適用するための詳細なガイダンスが必要であるとの主張があります。これにより保険会社の ALM モデルの財務諸表への反映につき重要な進歩となるとしています。

なお、IASB は、9月の会議において、保険契約の履行キャッシュ・フローに組み込まれている保証を経済的なヘッジ対象として、デリバティブを使用して経済的なヘッジを実施している場合、純損益における取り扱いを認める暫定的決定が行われました。この暫定的決定は、ヘッジ会計の取り扱いを定めるものではありません。しかし、経済的な対応関係を純損益において反映し、会計上のミスマッチを低減させる取り扱いです。

#### (iii)売建オプションの利用, 純額ポジションのヘッジ

電力、ガス会社などユーティリティ産業においては、売建オプションをヘッジ手段として利用することの可否が問題提起されています。また、純額ポジションを動的にヘッジするためヘッジ会計を用いた解決策が必要であるとも指摘されています。

## 4. おわりに

銀行業に属する参加企業の中には IFRS 第9号についての早期のエンドースメントを支持するところさえありました。今回のフィールドテストへの参加企業の中にはエンドースメントを支持しない意見はありませんでした。

調査結果は、9月15日に公表された EFRAG による IFRS 第9号のエンドースメントの勧告 (Endorsement Advice on IFRS 9 Financial Instruments) にあたり参照されました。たとえば、

IFRS 第9号が欧州の経済成長に与える影響の検討に関し、現在償却原価で評価とされているが公正価値に変更されるものはごく一部であると指摘しています。他方、企業はIFRS 第9号の適用について未だ初期段階であってデータは兆候に過ぎないとしつつも、さらなる調査のため勧告を遅らせることは欧州にとって有害ともしています。

今後、ECではEFRAG勧告を基礎に、エンドースメントに関する規則(Regulation)を制定するための検討が年内になされる予定です。